

選挙投票日：10月31日(日) 公示日：10月19日(火)

午前7時～午後8時（黒鴨、針生投票区は午後7時まで）

●投票できる方

登録基準日（公示日の前日）の3カ月前から引き続き白鷹町の住民基本台帳に登録されているかたで、投票日までに満18歳に達するかたが投票できます。なお、白鷹町へ転入してから3カ月未満のかたは、以前の住所地で投票できる場合がありますので、前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。

●投票にあたっての注意事項

■投票用紙の書き方

はじめに、小選挙区選出議員選挙の投票を行います。投票用紙には候補者1人の氏名を書き、投票箱に投票してください。

次に、比例代表選出議員選挙と最高裁判所裁判官国民審査の投票を行います。比例代表の投票用紙には政党等の名称を書き、国民審査の投票用紙にはやめさせたい裁判官がいる場合だけ「×」を記入し、やめさせなくてもよい裁判官については投票用紙に何も書かないください。その後それぞれの投票箱に投票してください。

■入場券について

入場券を忘れずに持参してください。（入場券は公示日前日に発送を予定しています。）もし入場券を紛失した場合でも投票できますので、その場合は投票所の受付に申し出てください。

なお、入場券は選挙期日の約1カ月前の情報をもとに作成されており、直近に転居されたかたは、前居住地の投票所で投票してください。

■代理投票について

代理投票とは身体の都合などにより、ご自分で投票用紙に記載できないかたのために、投票所の職員が本人に代わって記載する制度です。本人による申し出が必要ですので、ご希望のかたは投票所の受付に申し出てください。

●期日前投票ができます

■期日前投票の場所と日時

- ・場所：白鷹町中央公民館1階ミーティングコーナー
- ・日時：10月20日（水）～10月30日（土）
（時間は午前8時30分から午後8時まで）

期日前投票をする場合は、事前に入場券裏面の「期日前投票宣誓書」に必要事項を記入の上ご持参ください。
※入場券が届いていない場合でも期日前投票をすることができますので、期日前投票所の受付に申し出てください。

※投票の際は、手指消毒・マスク着用にご協力をお願いいたします。

●不在者投票ができます

■他の市町村に滞在されているかた

業務に従事するため他の市町村に滞在されているかたは、滞在地の選挙管理委員会において不在者投票ができます。この場合、郵便で投票用紙を請求してから投票していただくことになるため郵便の往復に日数がかかりますので、お早めに請求の手続きを行ってください。

■指定施設に入院・入所中のかた

不在者投票ができる施設として指定されている病院等に入院・入所中のかたは、その施設で不在者投票ができます。それぞれの施設の職員に申し出てください。

【町内の指定施設】

白鷹町立病院、白光園、マイスカイ中山、あゆみの園
※町外の指定施設については、お問い合わせください。

■身体障害者手帳等をお持ちのかた

次に当てはまる方（いずれも自書することが可能な方）は自宅で郵便等による不在者投票ができます。

○身体障害者手帳をお持ちのかた

- ・両下肢等の障害の程度が1級もしくは2級
- ・内臓機能の障害の程度が1級もしくは3級
- ・免疫等の障害の程度が1級から3級

○戦傷病者手帳をお持ちのかた

- ・両下肢もしくは体幹の障害の程度が特別項症から第2項症まで
- ・内臓機能の障害の程度が特別項症から第3項症まで

○介護保険法上の要介護者で要介護5のかた

※なお、自宅で「郵便等による不在者投票」をするためには選挙管理委員会が発行する「郵便等投票証明書」が必要になりますので、希望されるかたはお早めに申請の手続きを行ってください。また、以前取得されたかたでも有効期限がありますので必ずご確認ください。

●特定患者等の特例郵便等投票について

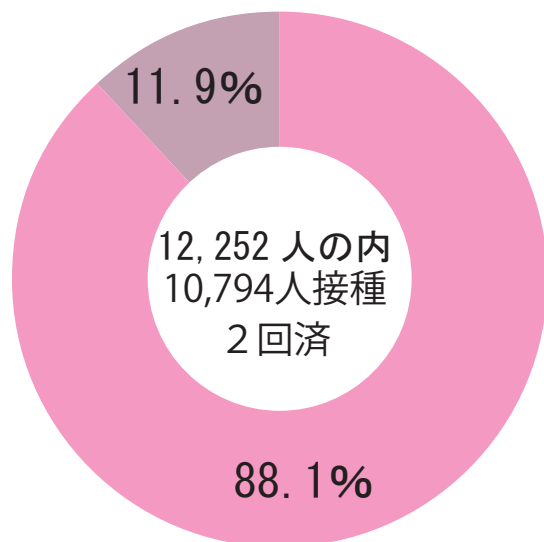
新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方は、郵便による投票ができるようになりました。詳しくは、お問い合わせください。

新型コロナワクチン接種状況等について

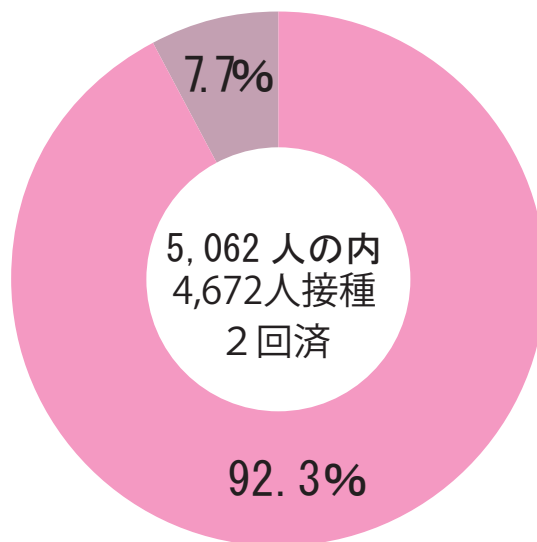
■一般接種（満12歳以上）及び高齢者接種（65歳以上）の状況について

本町のコロナワクチン集団接種は、9月30日で終了し、接種状況は次のとおりです。
（いずれも9月30日現在）

全体接種率（12歳以上）



高齢者接種率（65歳以上）



接種済者 未接種者

接種済者 未接種者

これまで接種を受けなかった方で今後希望する方でも接種は可能ですので、下記まで連絡をお願いします。接種日程など詳しい内容をご案内します。

■満12歳を迎える方

10月以降に満12歳になる方には、誕生月に翌月の接種日程と一緒に接種券をお送りします。（例：11月に12歳の誕生日を迎える方には11月に送付、12月接種）

★紛失等による「接種済証明書」の交付について

新型コロナウイルスワクチンを接種した方は、接種券の台紙（右側）の「接種済証（臨時）」により接種済であることを示すことができますので大切にお持ちください。ただし、紛失等された場合で必要な方は、申請により証明書を再交付します。（手数料不要）

ワクチン接種についてのお問い合わせ先

健康福祉課健康推進係【受付時間：月～金（祝日を除く）午前8時30分～午後5時15分】

☎ 0120-567034（フリーダイヤル） または ☎ 0238-86-0210

～最新情報は、町ホームページでご確認ください～